

## 日本電気計器検定所の民間法人化の経緯と見直しの状況について

平成17年6月22日  
経済産業省

### 1 経緯

- S39.12 国（工業技術院電気試験所）、東京都、（社）日本電気協会の検定業務を一元化し、日本電気計器検定所法により独立採算の原則により運営を行う特殊法人として設立。
- S58.3 第二臨調最終答申において、日電検については、消費者の理解を得つつ、併せて計量に関する国際機関との関係を勘案しながら、自立化の原則に従い民間法人化することが明示された。
- S61.3 日電検を民間法人化するための「計量法の一部改正」及び「日本電気計器検定所法の一部改正」を含んだ「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が閣議決定。
- S61.10 同法施行（民間法人化された日電検が発足）

### 2 民間法人化以降の事務・事業の見直し

#### （1）指定製造事業者制度の導入

- ・ 計量法改正（平成4年5月公布、平成5年11月施行）において、優れた品質管理能力を有する製造事業者については、経済産業大臣の指定を受けて自主検査を行い、基準適合証印を付すことで検定に代えることができるようになった。（平成17年4月現在10社、全製造事業者の新品計器の約61%（平成15年度）。）

#### （2）組織・人事に関する見直し

- ・ 年功序列的賃金から成果と能力を評価する賃金制度へ変更
- ・ 事業所の統廃合や業務の集約
- ・ 人員については採用の抑制を行うとともに早期退職制度を導入して、スリム化（昭和61年4月人員：988名、平成17年4月人員：602名、昭和61年対比で39.1%減）
- ・ 効率化のための検定設備等を積極的に導入

#### （3）検定検査手数料の見直し

- ・ 平成7年から5回わたる検定手数料の引き下げ（合計 約37%）

- ・平成16年度：多時間帯計器の2個目以降の割引率を2割から3割に拡大。この見直しは「e-Japan重点計画2003」を踏えた対応の一環。

#### (4) ニーズに対応した事業展開のための取組

##### 規制改革に関する取組

これまでも有効期間の見直しなど累次実施してきたところ、直近では、昨年度末に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、以下の項目について「17年度中に検討」としていることを踏まえ、技術面等における検討を行った上で、可及的速やかに対応する。

- ・ 定格電流60Aの電子式単独計器の検定有効期間の設定
- ・ 計器用変成器の特別検定期間の延伸
- ・ 電子式複合計器の最大需要電力計の検定方法の見直し
- ・ 時間帯別計量の検定の見直し

##### ニーズに対応した新たな業務の実施（平成16年12月24日認可）

- ・ 光の計量に係る技術を活用した計測機器の品質試験業務
- ・ 電気の計量に係るISO/IECにおける「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に係る技術指導業務

業務の効率化を図り、サービス向上、コスト削減を積極的に推進するため、本社に効率化推進本部を、支社・事業所に効率化推進委員会を設置（平成15年度）

校正試験業務の効率化を図るため、標準業務処理システム（顧客情報、校正受付情報等をデータベース化し、標準業務管理をコンピュータ化したもの）を平成16年度に自所開発し、平成17年度から本運用開始。

e-Japan 重点計画に基づいた行政手続のオンライン化に対応するため、検定等の電子申請の実現に向けた整備を実施中。（平成18年度運用開始予定）